

参考8 東葛飾・葛南地域4市政令指定都市研究会規約等

(1) 研究会規約

東葛飾・葛南地域4市政令指定都市研究会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、東葛飾・葛南地域4市政令指定都市研究会（以下「研究会」という。）と称し、事務所を、第8条の規定により事務局が置かれる団体の所在地におく。

(構成団体)

第2条 研究会は、東葛飾・葛南地域に位置する市川市、船橋市、松戸市及び鎌ヶ谷市の4市（以下「4市」という。）で構成する。

2 構成団体は、研究会の決定事項に連帯して責任を負う。

(目的)

第3条 研究会は、4市の合併及び政令指定都市に関して、調査・研究することを目的とする。

(事業)

第4条 研究会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 合併、政令指定都市に関する情報の収集及び調査・研究
- (2) 4市の現状と課題及び将来像に関する調査・研究
- (3) その他、必要と認める事項

(組織)

第5条 研究会の委員は、構成団体の企画担当部長（相当職）であって、別表に掲げる者とする。

2 研究会の下部組織として、ワーキンググループを設置する。

(役員)

第6条 研究会には次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 1名
- 監 事 2名

- 2 会長、副会長、監事は互選とし、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 会長は、会議を総括し、研究会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 監事は会計を監査する。

(会議)

第7条 研究会の会議は、会長が招集し、必要に応じて随時開催する。

2 会長は、必要に応じて職員等を出席させ、研究会を進行する。

(事務局)

第8条 研究会の事務局は、会長の所属する団体内に置く。

(負担金)

第9条 構成団体は、研究会に負担金を納入しなければならない。

(会計)

第10条 研究会の費用は、構成団体からの負担金をもって充てる。

2 研究会の予算及び決算は、研究会の総意により決するものとする。

3 研究会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

4 研究会の出納その他の会計事務は、会長が行う。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、研究会に諮って、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成19年 4月27日から施行する。

2 研究会は、平成20年度において、運営状況および成果について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規約は、平成20年 4月1日から施行する。

別 表

市川市	企画部長
船橋市	企画部長
松戸市	総務企画本部長
鎌ヶ谷市	総務企画部長

(2) 研究会ワーキンググループ運営要領

東葛飾・葛南地域 4 市政令指定都市研究会 ワーキンググループ運営要領

(趣旨)

第 1 条 東葛飾・葛南地域 4 市政令指定都市研究会規約第 5 条第 2 項の規定に基づいて設置される、ワーキンググループ（以下「グループ」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 グループは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 研究会の事務に係ること
- (2) 合併、政令指定都市に関する情報の収集及び調査・研究に係ること
- (3) 4 市の現状と課題及び将来像に関する調査・研究に係ること
- (4) 委託業者との連絡調整に係ること
- (5) その他、必要と認める事項

(構成)

第 3 条 グループは、研究会委員の指名した職員で構成する。

(会議)

第 4 条 グループの会議は、研究会の会長が招集し、必要に応じて随時開催する。

2 グループは、検討や調査・研究のために必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、又は他の方法により、資料等の作成及び説明を受けることができる。

(事務局)

第 5 条 グループの事務局は、会長の所属する団体内に置く。

(雑則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、グループの運営に関し、必要な事項は、研究会の会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 27 日から施行する。